

# 市民公益活動団体との協働推進に関する 基本方針



平成31年4月  
石巻市

## 目次

---

はじめに	1
1. 基本方針策定（平成17年4月1日制定）の経緯	1
2. 石巻市と市民公益活動団体を取り巻く環境	1
3. 協働の必要性と条例改正及び基本方針の策定	1
4. 基本方針の位置づけ	2
5. 協働の基本理念	2
第1章 基本的な考え方	3
1. 基本方針における用語の定義	3
(1) 協働とは	3
(2) 市民公益活動とは	3
(3) 市民公益活動団体とは	3
2. 協働の効果	3
(1) 市民にとっての効果	3
(2) 市民公益活動団体にとっての効果	4
(3) 行政にとっての効果	4
3. 協働の基本原則	4
(1) 対等の原則	4
(2) 自主性尊重の原則	4
(3) 自立の原則	4
(4) 相互理解の原則	4
(5) 目的意識共有の原則	4
(6) 公開の原則	5
(7) 非営利及び公益性の原則	5
4. 協働の形態	5
(1) 情報提供・情報共有	5
(2) 双方への提言	5
(3) 事業協力・協定	5
(4) 委託	5
(5) 補助・助成	5
(6) 共催	5
(7) 後援	6
(8) 実行委員会・協議会	6
5. 協働における市の責務	6
(1) 市民公益活動団体の特質などの尊重	6
(2) 市内部の体制整備	6
(3) 市職員の人材育成	6
(4) 市の有する情報の公開	6

6. 協働における市民公益活動団体の責務	7
(1) 行政の特質などの尊重	7
(2) 組織の最適化	7
(3) 関係法令の遵守	7
(4) 説明責任と情報公開	7
7. 協働における市民の責務	7
(1) 市民公益活動団体への理解	7
(2) 市民公益活動への参加	7
8. 協働における企業の協力	7
(1) 市民公益活動推進への協力	7
<b>第2章 協働推進の方向性</b>	<b>8</b>
1. 協働意識の醸成	8
2. 協働を推進するための環境整備	8
3. 協働の実践	8
4. 協働の検証・評価・見直し	8
<b>第3章 協働推進への取組</b>	<b>9</b>
1. 市の取組	9
(1) 市職員の人材育成を行います	9
(2) 意見交換・提言の機会及び場を設けます	9
(3) 協働を推進する体制を整えます	9
(4) 市民公益活動団体への支援を行います	9
(5) 協働の実態を把握し、協働のあり方を見直します	9
2. 市民公益活動団体の取組	10
(1) 透明性の高い組織運営を行います	10
(2) 市民の理解と参加を促します	10
(3) 市民公益活動団体はお互いに連携を推進します	10
<b>おわりに</b>	<b>11</b>
<b>参考資料</b>	
○「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」策定の審議状況	12
○石巻市市民公益活動推進委員会委員名簿	14

# はじめに

## 1. 基本方針策定（平成 17 年 4 月 1 日制定）の経緯

石巻市と市民公益活動団体が協働し、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を目指すため、「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」（以下、「条例」という）を平成 17 年 4 月 1 日に制定しました。条例の第 9 条では「市民公益活動団体の支援に関する施策を総合的に推進するため、基本方針を定めなければならない」と規定しており、条例施行に合わせて「NPO 支援に関する基本方針」を策定しました。

## 2. 石巻市と市民公益活動団体を取り巻く環境

「NPO 支援に関する基本方針」の策定から 14 年が経ち、少子高齢化の進行や人口減少、個人のライフスタイルの多様化など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変わりました。それは、地域コミュニティの希薄化、担い手不足などの地域課題を生み、また、市民ニーズの多様化により行政の細やかな対応が難しい状況となっています。さらに石巻市では東日本大震災の影響により、これらの状況は一層加速しています。復興に伴う地域コミュニティの再生などの新たな課題も発生し、行政が行う従来の公共的サービスだけでは解決・対応が困難な状況にあります。

そのような状況のなかで、震災発生直後から、数多くの市民公益活動団体が活動し、被災市民の支えとなりました。そのことは、市民が市民公益活動団体を理解し、必要性を認識するきっかけともなりました。市民公益活動団体は、その後の関係法令の改正などもあり、着実に社会を構成する一部となり、そのスキルは、地域課題の解決や市民ニーズへの対応に大きな効果をもたらすことから、今後は団体の自立と安定した活動が期待されています。

近年、企業では CSR（企業の社会的責任）の一環として市民公益活動に協力する動きが見られ、市民もまたボランティア活動に積極的に取り組むなど、市民公益活動に対しての認識も広がりを見せています。

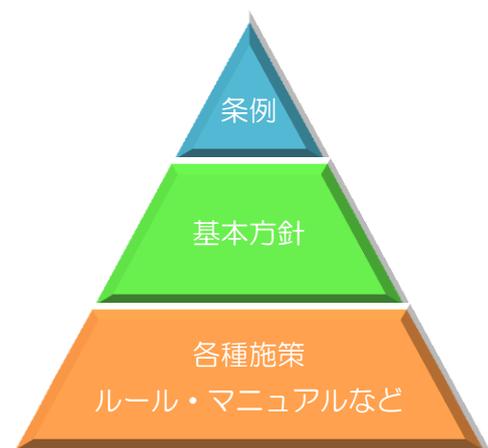
## 3. 協働の必要性と条例改正及び基本方針の策定

「NPO 支援に関する基本方針（平成 17 年 4 月 1 日制定）」が制定された当時は、市民公益活動団体というものが法的に整備されたばかりで、団体数も少なく、また活動の基盤が脆弱な団体もありました。そのような状況のなかで制定された基本方針は「市が市民公益活動団体を支援する」という意味合いの強いものでした。

しかし、現在のわたしたちを取り巻く環境から新たに発生する地域課題の解決や多様化する市民ニーズに対応し続けるためには、今まで以上に「市と市民公益活動団体がパートナーとして、お互いに補完し合いながら協働していく」ということが必要となっています。

このことから、これまでの条例を「石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例」へと全部改正し、また、「NPO 支援に関する基本方針」を廃止し、市と市民公益活動団体の協働を重視した「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」を新たに策定しました。

## 4. 基本方針の位置づけ



この基本方針は、石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例第9条の規定により策定された、「協働を推進するため」のものであります。

協働を実践するにあたって必要となる具体的な各種施策やルール・マニュアルはこの基本方針に基づき、別途定めます。

## 5. 協働の基本理念

市と市民公益活動団体が協働する目的は、地域課題を解決し、多様化する市民ニーズに応えることで「市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を築き、それを持続可能なものとする」ことです。市や市民公益活動団体、企業、そして市民は、それぞれが自らの責務と役割を認識し、最大限の努力をすることによって、その目的は達成されます。

### —協働の基本理念—

わたしたちは、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を築き、それを持続可能なものとするため協働します

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 基本方針における用語の定義

### (1) 協働とは

協働とは、行政と市民公益活動団体が地域課題の解決や市民ニーズに応えるといった目的を共有し、お互いの役割や責務に基づいて、その目的達成に向けて連携し協力することをいい、逆に言えば、目的達成のために連携し、協力する行動の多くは協働となります。よって、その範囲はとても広く、多様な形態があります。また、その協働は、お互いの特性や長所を尊重し、信頼関係を築き、対等な立場で行われなければなりません。

行政と市民公益活動団体が協働を積み重ねていくことが、ひいては「市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を築き、それを持続可能なものとする」という基本理念の達成につながっていきます。

### (2) 市民公益活動とは

市民公益活動とは、市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的としたものをいいます。ただし、宗教的・政治的な目的を有する活動及び反社会的な活動などは除きます。

### (3) 市民公益活動団体とは

市民公益活動団体とは、市民公益活動を組織的かつ継続的に行う団体で、次の要件を満たすものをいいます。

- ① 2人以上の構成員がいること。
- ② 事務所の所在地が市内にあること。または市民公益活動団体の活動が市内で行われていること。
- ③ 市民に開かれた団体であること。
- ④ 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定められていること。
- ⑤ 独立の組織であること。

## 2. 協働の効果

### (1) 市民にとっての効果

従来、公共的サービスは主に行政から提供されてきましたが、現代の多様化する市民ニーズに行政が応えることは難しくなりつつあります。一方、専門性や地域性を持つ市民公益活動団体はその多様な市民ニーズに応えることが可能です。市と市民公益活動団体が協働し、お互いに補完し合うことによって、市民は自分たちの生活に寄り添った形での公共的サービスを受けられるようになります。

また、市民が市民公益活動に参加することにより、自身の生きがいやスキルアップにつながることも多く、市民による地域の活性化という効果も期待できます。

## (2) 市民公益活動団体にとっての効果

市民公益活動団体は独立した組織であり、それぞれが自らの信念に基づいて市民に密着した活動を行っていますが、行政と協働することにより、市民の市民公益活動団体への認知度・理解度のさらなる向上が期待でき、また、活動の幅も広がります。ひいては市民公益活動の安定化や活性化にもつながります。

## (3) 行政にとっての効果

市民公益活動団体を通じて、これまで行政だけでは捉えることのできなかつた新たな市民ニーズの把握が可能となります。そして、行政は市民公益活動団体との協働により、その新たな市民ニーズに伝えていくことができます。また、市民公益活動団体と協働することにより、行政は意識の転換や組織の合理化という効果も期待できます。

# 3. 協働の基本原則

## (1) 対等の原則

市と市民公益活動団体は、対等な立場のパートナーとして協働します。

## (2) 自主性尊重の原則

市と市民公益活動団体の協働は、強制的に行われるものではなく、自主性を尊重して行われるものでなければなりません。

## (3) 自立の原則

市と市民公益活動団体は、お互いの役割を認識し、相互依存関係に陥らないよう自立した存在として協働を進めていきます。

## (4) 相互理解の原則

市と市民公益活動団体は、お互いの立場と組織の特性を理解し合い、それらを尊重することにより信頼関係を築き、協働を進めていきます。

## (5) 目的意識共有の原則

地域課題とさまざまな市民ニーズを市と市民公益活動団体が認識し、それらを解決するという目的を共有化した上で、具体的な効果や期限を意識しながら協働します。

## (6) 公開の原則

市と市民公益活動団体による協働は、より多くの市民の共感が得られるよう、開かれた形での協働を進めます。

## (7) 非営利及び公益性の原則

市と市民公益活動団体は非営利で公益性を有する分野で協働します。

# 4. 協働の形態

協働を推進し、実際に行われる協働の形態には次のようなものがあります。

## (1) 情報提供・情報共有

市と市民公益活動団体は、それぞれの活動を通じて多様な情報を得ることができます。その情報をお互いに提供し合い、共有することも協働の形態のひとつです。

## (2) 双方への提言

市と市民公益活動団体、それぞれの活動のなかで得た情報を提供するだけでなく、自らの持つ専門知識や技術を組み合わせ、具体的な事業として提言することも協働の形態のひとつです。

## (3) 事業協力・協定

市と市民公益活動団体の間で、それぞれの特性を活かして一定期間、継続的な関係のもとに協力して取組を行うもので、その取組に必要な事項を定めた協定書を締結して事業を行うことも協働の形態のひとつです。

## (4) 委託

本来市が行うべき事業ではありますが、市民公益活動団体の持つ専門性や地域性を活用した方が効果的・効率的である場合には、その事業を委託します。この委託も協働の形態のひとつです。

## (5) 補助・助成

市が市民公益活動団体の行う事業促進のため、補助金や助成金などで財政支出を行うことも協働の形態のひとつです。

## (6) 共催

市と市民公益活動団体がともに事業主体となって取組を行うことも協働の形態のひとつです。

## (7) 後援

市民公益活動団体が主体となって行う取組について、市が「後援」という形で賛同の意を示すことも協働の形態のひとつです。

## (8) 実行委員会・協議会

市と市民公益活動団体を含む形で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となっ  
て行う取組も協働の形態のひとつです。

# 5. 協働における市の責務

## (1) 市民公益活動団体の特質などの尊重

市民公益活動団体は、自らの信念と責任に基づき設立されており、それが各団体の特質とな  
っています。市はその特質などを尊重しながら、対等なパートナーとして協働を推進していき  
ます。

## (2) 市内部の体制整備

市民公益活動団体と協働しなければ、これからの地域課題の解決や、多様な市民ニーズに応  
えることが難しくなることから、これまでの考え方にとらわれず、協働を推進していくために、  
必要な体制の整備を行います。

## (3) 市職員の人材育成

市民公益活動団体との協働にあたり、市職員が関係法令や基礎知識を習得することは必須と  
なります。そのことは市民公益活動団体への理解促進や適正な協働につながります。市はさま  
ざまな形で職員の育成を図ります。

## (4) 市の有する情報の公開

市にはその活動のなかから、地域の抱える課題を始めとした市民サービスの向上に不可欠な  
情報が多く集まってきます。それらは、市民公益活動団体の活動を活発化する意味で有益な情  
報である場合もあります。市は、そのために必要な情報を公開していきます。

## 6. 協働における市民公益活動団体の責務

### (1) 行政の特質などの尊重

行政は地方自治法を始めとする関係法令により、その活動についてさまざまな決まりがあります。また同時に、公平で公正な活動が求められます。市民公益活動団体はそれらの特質などを理解、尊重し協働を推進していきます。

### (2) 組織の最適化

市と協働するにあたり、透明性の高い組織運営を行い、必要となる組織を整えていきます。

### (3) 関係法令の遵守

市民公益活動団体にはその成り立ちや活動内容に応じて関係法令があることから、社会の一員として市民からの信頼を得るため、法令の遵守を徹底します。

### (4) 説明責任と情報公開

市民から活動内容などについての理解と支持を得る必要があることから、説明責任を果たすため情報を公開していきます。

## 7. 協働における市民の責務

### (1) 市民公益活動団体への理解

市民公益活動団体は、地域課題の解決や多様な市民ニーズに応えることができる大切な存在です。市民は市民公益活動団体とその活動内容を十分理解します。

### (2) 市民公益活動への参加

市民公益活動団体は、市民のニーズに応えるための団体ですが、その構成員はそもそも市民です。ゆえに市民の参加がなければその活動は成り立ちません。市民は誰もが誰かと助け合える「互助」「共助」の精神に基づき、市民公益活動に関わっていきます。

## 8. 協働における企業の協力

### (1) 市民公益活動推進への協力

企業は地域社会の一員として、市民公益活動団体への理解を深め、資金の助成、物資の提供、人材の提供など、積極的に協力しながら市民公益活動を推進することが期待されています。

## 第2章 協働推進の方向性

### 1. 協働意識の醸成

市と市民公益活動団体は、まず、これからの地域課題解決や多様な市民ニーズに応えるためには協働が必要であるという意識を持たなければなりません。その上で、自らの長所をどのように活かすことができるのか、また、必要としているものをどのようにお互いに補完し合えるのかということを考えます。その際にはお互いを対等な立場のパートナーと認識し、また特性を理解、尊重することが何よりも重要となります。それを市と市民公益活動団体が共通の認識とすることで、協働の意識が醸成されていきます。

### 2. 協働を推進するための環境整備

市と市民公益活動団体が協働を推進するにあたり、お互いの意識の醸成のほか、環境を整備するということも重要になります。市と市民公益活動団体はともに適切な組織を整備し、人材を育成していきます。また市民公益活動が活発で有益なものとなるよう、市は市民公益活動団体に対し支援を行っていきます。

### 3. 協働の実践

協働を実践するにあたっては、市と市民公益活動団体は、協働の目的や効果、内容を共有し、また双方の役割や立場を尊重しながら、適切な手法や取組を考えます。そのため、市と市民公益活動団体は、話し合いの場を持ち、理解と連携を深めていく必要があります。

そのようにして考えられた活動は協働の原則に従って、お互いの自主性と自立性を尊重しながら進めていきます。また協働をしている間も、取組の進捗状況をその都度確認し、効果を見極めていきます。状況によっては協議の上、適宜軌道修正を行います。

また、市と市民公益活動団体の協働は、市民に認知されることで、さらに有益なものになることから、市民への情報公開を行い、説明責任を果たしていきます。

### 4. 協働の検証・評価・見直し

協働にはさまざまな形態がありますが、いずれの場合も一定の時期で区切りがあります。その区切りの際には、その協働の結果が当初の目的を果たし、望んだ効果が得られたのかを検証しなければなりません。検証の結果からその協働を評価し、必要な部分を見直していくことによって、より質の高い協働を推進していくことができます。また、それは市と市民公益活動団体の継続的な関係性の構築にもつながっていきます。

# 第3章 協働推進への取組

## 1. 市の取組

### (1) 市職員の人材育成を行います

市職員を対象とした研修などを実施し、法令などの基礎知識習得及び協働の必要性に対する意識の醸成を図るとともに、実践体験などを通じた市民公益活動団体への理解を促していきます。

### (2) 意見交換・提言の機会及び場を設けます

市民公益活動団体との意見交換・提言の機会及び場を設け、協働の推進及び質の向上を図っていきます。

### (3) 協働を推進する体制を整えます

市が設置している「NPO 支援オフィス」に、協働を推進するためのコーディネート機能を持たせるなど、機能の充実を図っていきます。その他、協働の推進に必要となる各種施策やルール・マニュアルなどを作成します。

### (4) 市民公益活動団体への支援を行います

市民公益活動団体に対し、活動内容や協働の形態に応じて、直接、または中間支援組織などを通じて積極的な支援を行っていきます。

### (5) 協働の実態を把握し協働のあり方を見直します

協働の実態を正確に把握するため、必要な調査や検証を行います。その結果を始めとする協働推進に必要な情報を公開し、また、それに基づき協働のあり方を見直していきます。

## 2. 市民公益活動団体の取組

### (1) 透明性の高い組織運営を行います

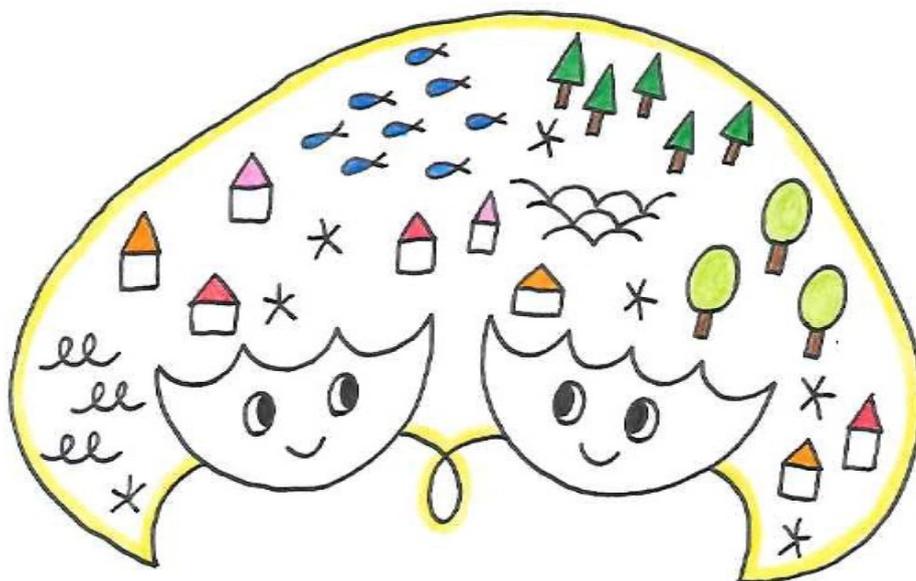
市や市民からの信頼を得るため、団体に関する情報を公開していきます。また、関係法令の遵守を徹底します。

### (2) 市民の理解と参加を促します

自らの活動内容の情報発信を行い、市民の理解を求めるとともに、市民の参加を促していきます。

### (3) 市民公益活動団体はお互いに連携を推進します

市民公益活動団体がお互いに連携することは、活動の広がりや質の向上につながります。その上で市と協働することにより、地域課題の解決や市民ニーズへの対応に更なる効果が期待できることから、団体はお互いに連携を推進します。



## おわりに

この基本方針で示していることは、石巻市と市民公益活動団体の協働を推進するための基本となりますが、実際に協働を進めていくためには、より実践的な各種施策やルール・マニュアルなどが必要です。それらは、今後この基本方針に基づき整備を進め、さらに協働の実態や推進状況に応じて、その時代と状況にあったものに見直していきます。

これからの地域社会は市民一人ひとりが真に豊かに暮らし続けられることが求められていますが、行政だけで行えるものではありません。今後、石巻市は市民公益活動団体を始めとする市民の皆さんと、協働してまちづくりを進めていきます。

みんなで、豊かに暮らし続けられる、  
住みよいまち「石巻」を目指しましょう！！



「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」策定の審議状況

**平成 29 年度 第 1 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 29 年 11 月 6 日（月）14：00 から

場所：市役所 4 階 庁議室

内容：委嘱状交付、市長挨拶、会長及び副会長選出、石巻市の NPO 支援・市民公益活動の現状確認

**平成 29 年度 第 2 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 29 年 12 月 4 日（月）10：00 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：NPO への委託の透明性を確保するためのガイドラインの確認

**平成 29 年度 第 3 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 1 月 29 日（月）14：00 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：NPO への委託の透明性を確保するためのガイドラインの改正検討  
「NPO 支援に関する基本方針」の確認

**平成 30 年度 第 1 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 4 月 23 日（月）10：00 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：「NPO 支援に関する基本方針」見直し（第 1 回）

**平成 30 年度 第 2 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 6 月 5 日（火）14：00 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」案検討（第 1 回）

**平成 30 年度 第 1 回 NPO 活動促進検討会議**

日時：平成 30 年 7 月 20 日（金）10：00 から

場所：市役所 4 階 庁議室

内容：「NPO 支援に関する基本方針」改定の経緯説明

「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」事務局案検討（第 1 回）

**平成 30 年度 第 3 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 8 月 8 日（水）13：30 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」案検討（第 2 回）

**平成 30 年度 第 2 回 NPO 活動促進検討会議**

日時：平成 30 年 9 月 5 日（水）10：00 から

場所：市役所 4 階 庁議室

内容：市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」事務局案検討（第 2 回）

**平成 30 年度 第 4 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 9 月 14 日（金）13：30 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」案検討（第 3 回）

**平成 30 年度 第 3 回 NPO 活動促進検討会議**

日時：平成 30 年 10 月 31 日（水）10：00 から

場所：市役所 4 階 庁議室

内容：市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」事務局案検討（第 3 回）

**平成 30 年度 第 5 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 30 年 11 月 13 日（火）13：30 から

場所：市役所 4 階 庁議室

内容：「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」決定

**平成 30 年度 第 6 回 石巻市市民公益活動推進委員会**

日時：平成 31 年 1 月 17 日（木）10：00 から

場所：市役所 4 階 401 会議室

内容：「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」全部改正案説明

※ NPO 活動促進検討会議は石巻市において、市役所内の意見調整を行う会議

石巻市市民公益活動推進委員会委員名簿

(敬称略)

会 長	佐々木 万亀夫	石巻専修大学 教授
副会長	西 出 優 子	東北大学大学院 教授
	大 槻 やす子	シニアのためのネットワーク石巻 会長
	小 林 厚 子	特定非営利活動法人 障碍児と共に歩む会 副理事長
	神 澤 祐 輔	特定非営利活動法人 かぎかつこ PROJECT 理事長
	大 浪 茂	石巻市地域連携会議 会長
	木 村 正 樹	特定非営利活動法人 いしのまき NPO センター副代表理事
	平 塚 信一朗	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 総務課課長補佐
	小 松 直 子	宮城県環境生活部参事兼共同参画社会推進課課長 (平成29年11月1日～30年3月31日)
	柴 崎 裕 子	宮城県環境生活部共同参画社会推進課課長 (平成30年4月1日～ )
	北 川 進	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹



## 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針

平成31年4月発行

発行・編集：石巻市復興政策部地域協働課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

TEL 0225-95-1111 (代)

FAX 0225-22-4995